

## 【京都市】使用制限対象施設一覧(8月2日～8月16日)

令和3年8月12日時点  
随時更新します

### 1 飲食店等への要請[特措法第31条の6第1項に基づく]

種類	施設例	要請内容
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店(居酒屋を含む)	・営業時間短縮(5時～20時) ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。)は行わないこと。
	喫茶店等	
	カラオケ喫茶	
	バー(接待や遊興を伴わなもの)	
遊興施設 ※食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可等を受けている施設	バー(接待や遊興を伴うもの)	・営業時間短縮(5時～20時) ・酒類提供(利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。)は行わないこと。
	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	スナック	
	お茶屋・(お座敷) 等	
結婚式場	結婚式場 ※ホテル・旅館等での結婚式を含む	

(注)インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

### 【営業にあたっての要請事項】

- [特措法第31条の6第1項に基づくもの]
  - ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
  - ・入場をする者の整理等
  - ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
  - ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気
  - ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること
  - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと
  - ・カラオケ設備の使用を自粛すること(カラオケボックスは除く)
- [特措法第24条第9項に基づく要請]
  - ・CO2センサーの設置を行うこと
  - ・業種別ガイドラインの遵守

## 2 飲食店等以外への要請

### (1) 営業時間短縮の要請をする施設

種類	施設例	要請内容
商業施設	大規模小売店	<p>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>超の施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで)</li> <li>(生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</li> </ul>
	百貨店	
	スーパー	
	ショッピングセンター(地下街を含む)	
	靴屋	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	雑貨屋	
	自転車屋	
	ホームセンター	
	リサイクルショップ	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	たばこ・喫煙具専門小売業	
	建築材料小売業	
	自動車(二輪自動車含む)販売店	
	カー用品店	
	花屋	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	

遊技施設	マージヤン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店	
	射的場	
	勝馬投票券発売所 等	
サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯	<p><b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>超の施設】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで) (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</li> </ul> <p><b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>以下の施設】</b></p> <p>[法に基づかない働きかけ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間短縮(5時から20時まで) (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)</li> </ul>
	リラクゼーション	
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	
	ペット美容室(トリミング)	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届けている理美容所は除く)	
	まつげエクステンション専門店(ヘアカット等は行わない理美容所)	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

(注)生活必需物資:食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料(特措法施行令第11条第7号)、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具

- ※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)
- ※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を徹底
- ※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取扱いによる特措法第31条の6第1項に基づく要請の対象となる。
- ※ 飲食店等の取り扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第31条の6第1項)に準じる。

(2) イベント関連施設

種類	施設例	要請内容
劇場、映画館等	劇場	<b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>超の施設】</b> ・21時までの営業時間短縮要請 (ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮を要請)
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム	
	ライブハウス 等	
集会・展示施設	集会場	※映画館については、上映時間において21時までの営業時間短縮を要請
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	<b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>以下の施設】</b> [法に基づかない働きかけ] ・21時までの営業時間短縮 (ただし、イベント開催以外の場合は20時までの営業時間短縮)
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設・遊技施設	体育館	<b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>超の施設】</b> ・20時までの営業時間短縮要請 (ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮を要請)
	スケート場	
	水泳場	
	屋内テニス場	
	柔剣道場	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ・スポーツジム	
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	
	野球場	
	ゴルフ場	
	陸上競技場	
	屋外テニス場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	テーマパーク	
	遊園地 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館	<b>【床面積の合計が1000m<sup>2</sup>以下の施設】</b> [法に基づかない働きかけ] ・20時までの営業時間短縮 (ただし、イベント開催の場合は21時までの営業時間短縮)
	水族館、動物園、植物園 等	

※ イベント開催の人数上限等要件の遵守を要請

※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を要請

※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を要請

※ 飲食店等の取扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第31条の6第1項)に準じる。

### 3 営業時間短縮の要請及び働きかけをしない施設例

種類	施設例	要請内容
社会福祉施設等	保育所	
	介護老人福祉施設 等	
学校、大学、学習塾等	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	特別支援学校	
	大学	
	専修学校	
	各種学校などの教育施設	
	自動車教習所	
	学習塾 等	
図書館	図書館	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)	感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	理髪店	
	美容院	
	銭湯(公衆浴場)	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	ランドリー	
	クリーニング店(取次店含む)	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

(注)上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も対象外

## 【京都市以外】使用制限対象施設一覧(8月2日～8月16日)

令和3年8月12日時点  
随時更新します

### 1 飲食店等への要請[特措法第24条第9項に基づく]

種類	施設例	要請内容
飲食店等 (宅配・テイクアウトサービスを除く)	飲食店(居酒屋を含む)	<ul style="list-style-type: none"><li>・営業時間短縮(5時～21時)</li><li>・酒類提供(11時～20時30分)</li></ul> <p>※酒類の提供は下記の要件を満たした場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)</li><li>②手指消毒の徹底</li><li>③食事中以外のマスク着用の推奨</li><li>④換気の徹底</li><li>⑤同一グループの入店は、原則4人以内</li></ul>
	喫茶店等	
	カラオケ喫茶	
	バー(接待や遊興を伴わないもの)	
遊興施設 ※食品衛生法に基づく飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可等を受けている施設	バー(接待や遊興を伴うもの)	
	キャバレー	
	ナイトクラブ	
	スナック	
	お茶屋・(お座敷) 等	
結婚式場	結婚式場 ※ホテル・旅館等での結婚式を含む	

(注)インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外であるが、酒類提供に関する要請は対象となる。

#### 【営業にあたっての要請事項】

- [特措法第24条第9項に基づくもの]
- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
  - ・入場をする者の整理等
  - ・感染防止措置を実施しない者の入場の禁止(入場済みの方の退場を含む)
  - ・手指消毒設備の設置と消毒、施設の換気
  - ・マスクの着用その他の感染防止に関する措置を入場者に対して周知すること
  - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止等の対策を行うこと
  - ・カラオケ設備の使用を自粛すること(カラオケボックスは除く)
  - ・CO2センサーの設置を行うこと
  - ・業種別ガイドラインの遵守

なお、冠婚葬祭において酒類提供する場合は1テーブル4人以内

## 2 飲食店等以外への働きかけ

### (1) 営業時間短縮の働きかけをする施設

種類	施設例	要請内容
商業施設	大規模小売店	[法に基づかない働きかけ] ・営業時間短縮(5時から21時まで) (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)
	百貨店	
	スーパー	
	ショッピングセンター(地下街を含む)	
	靴屋	
	寝具小売業	
	かばん・袋物小売業	
	雑貨屋	
	自転車屋	
	ホームセンター	
	リサイクルショップ	
	園芸用品店	
	鍵屋	
	家具屋	
	建具小売業	
	畳小売業	
	宗教用具小売業	
	金物・荒物小売業	
	陶磁器・ガラス器小売業	
	新聞小売業	
	楽器小売業	
	写真機・写真材料小売業	
	時計・眼鏡・光学機械小売業	
	たばこ・喫煙具専門小売業	
	建築材料小売業	
	自動車(二輪自動車含む)販売店	
	カー用品店	
	花屋	
	宝石類や金銀の販売店	
	住宅展示場	
	古物商(質屋、リサイクルショップを除く)	
	金券ショップ	
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	
	囲碁・将棋盤店	
	DVD/ビデオショップ・レンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	土産物店	

遊技施設	マージャン店	
	パチンコ店	
	ゲームセンター 等	
遊興施設	個室ビデオ店	
	射的場	
	勝馬投票券発売所 等	
サービス業 (生活必需サービス除く)	スーパー銭湯	[法に基づかない働きかけ] ・営業時間短縮(5時から21時まで) (生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。)
	リラクゼーション	
	ペットショップ(ペットフード売場を除く)	
	ペット美容室(トリミング)	
	旅行代理店(店舗)	
	アイドルグッズ専門店	
	ネイルサロン(保健所に届けている理美容所は除く)	
	まつげエクステンション専門店(ヘアカット等は行わない理美容所)	
	サウナ	
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)	
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)	
	日焼けサロン	
	脱毛サロン	
	タトゥースタジオ	
	占い	
	写真屋・フォトスタジオ	
	美術品販売	
	展望室	

(注)生活必需物資:食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料(特措法施行令第11条第7号)、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具

- ※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)
- ※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止を徹底
- ※ 遊興施設のうち、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗は、飲食店等の取り扱いによる特措法第24条第9項に基づく要請の対象となる。
- ※ 飲食店等の取り扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第24条第9項)に準じる。

(2) イベント関連施設

種類	施設例	要請内容
劇場、映画館等	劇場	
	観覧場	
	演芸場	
	映画館	
	プラネタリウム	
	ライブハウス 等	
集会・展示施設	集会場	
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール 等	
ホテル・旅館	ホテル(集会の用に供する部分に限る)	
	旅館(集会の用に供する部分に限る)	
運動施設・遊技施設	体育館	〔法に基づかない働きかけ〕 ・21時までの営業時間短縮
	スケート場	
	水泳場	
	屋内テニス場	
	柔剣道場	
	ボウリング場	
	スポーツクラブ・スポーツジム	
	ホットヨガ・ヨガスタジオ	
	野球場	
	ゴルフ場	
	陸上競技場	
	屋外テニス場	
	ゴルフ練習場	
	バッティング練習場	
	テーマパーク	
	遊園地 等	
博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館	
	水族館、動物園、植物園 等	

※ イベント開催の人数上限等要件を遵守

※ 感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)を遵守

※ 感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場禁止を徹底

※ 飲食店等の取り扱いは、飲食店に対する営業時間短縮の要請内容(特措法第24条第9項)に準じる。

### 3 営業時間短縮の要請及び働きかけをしない施設例

種類	施設例	要請内容
社会福祉施設等	保育所	
	介護老人福祉施設 等	
学校、大学、学習塾等	幼稚園	
	小学校	
	中学校	
	高等学校	
	特別支援学校	
	大学	
	専修学校	
	各種学校などの教育施設	
	自動車教習所	
	学習塾 等	
図書館	図書館	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、農業用資機材、化粧品、衣料品、家電製品、本、文房具)	感染防止対策の徹底(業種別ガイドラインの遵守の徹底)
サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	理髪店	
	美容院	
	銭湯(公衆浴場)	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	火葬場	
	質屋	
	獣医	
	修理店(時計、靴、洋服等)	
	ランドリー	
	クリーニング店(取次店含む)	
	ごみ処理関係	
	神社	
	寺院	
	教会	

(注)上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も対象外